

南知多町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 町長と教育委員会が、教育行政に求められる政治的中立性のもと、円滑に意思疎通を図り、本町の教育に係る課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、南知多町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及び事務の調整を行う。

- (1) 本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 本町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員等)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

- 2 会議は、特に必要があると認めるときは、関係職員の出席及び資料の提出等を指示することができる。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成する。

- 2 議事録は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、これを公開するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。